

●香川県告示第80号

平成28年香川県告示第252号（知事の所轄に属する学校法人の行うことのできる収益事業の種類）の一部を次のように改正し、令和7年4月1日から施行する。

令和7年3月28日

香川県知事 池 田 豊 人

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
私立学校法（昭和24年法律第270号）<u>第19条第2項</u>（同法<u>第152条第6項</u>において準用する場合を含む。）の規定に基づき、知事の所轄に属する学校法人の行うことのできる収益事業の種類を次のように定め、<u>令和7年4月1日</u>から施行する。 略 1 私立学校法<u>第19条第1項</u>（同法<u>第152条第6項</u>において準用する場合を含む。）の規定により知事の所轄に属する学校法人（同法<u>第152条第5項</u>の法人を含む。以下同じ。）の行うことのできる収益事業（当該学校法人の設置する学校の教育の一部として又はこれに付随して行われる事業を除く。以下「収益事業」という。）は、2に掲げるものであって、次のいずれにも該当しないものでなければならない。 （1）～（6） 略 2 収益事業の種類は、<u>統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類（3において「日本標準産業分類」という。）</u>に定めるもののうち、次に掲げるものとする。 （1）～（18） 略	私立学校法（昭和24年法律第270号）<u>第26条第2項</u>（同法<u>第64条第5項</u>において準用する場合を含む。）の規定に基づき、知事の所轄に属する学校法人の行うことのできる収益事業の種類を次のように定め、<u>平成14年1月18日</u>から施行する。 略 1 私立学校法<u>第26条第1項</u>（同法<u>第64条第5項</u>において準用する場合を含む。）の規定により知事の所轄に属する学校法人（同法<u>第64条第4項</u>の法人を含む。以下同じ。）の行うことのできる収益事業（当該学校法人の設置する学校の教育の一部として又はこれに付随して行われる事業を除く。以下「収益事業」という。）は、2に掲げるものであって、次のいずれにも該当しないものでなければならない。 （1）～（6） 略 2 収益事業の種類は、<u>日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）</u>に定めるもののうち、次に掲げるものとする。 （1）～（18） 略